

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

鎌倉市は、三方が低い山で囲まれ海に面する地である。地域により災害リスクが異なるため、右図の5つの地域（鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、玉縄地域、大船地域）に区分し災害リスクを記述する。



出典：鎌倉市ホームページ

(地震：J-SHIS)

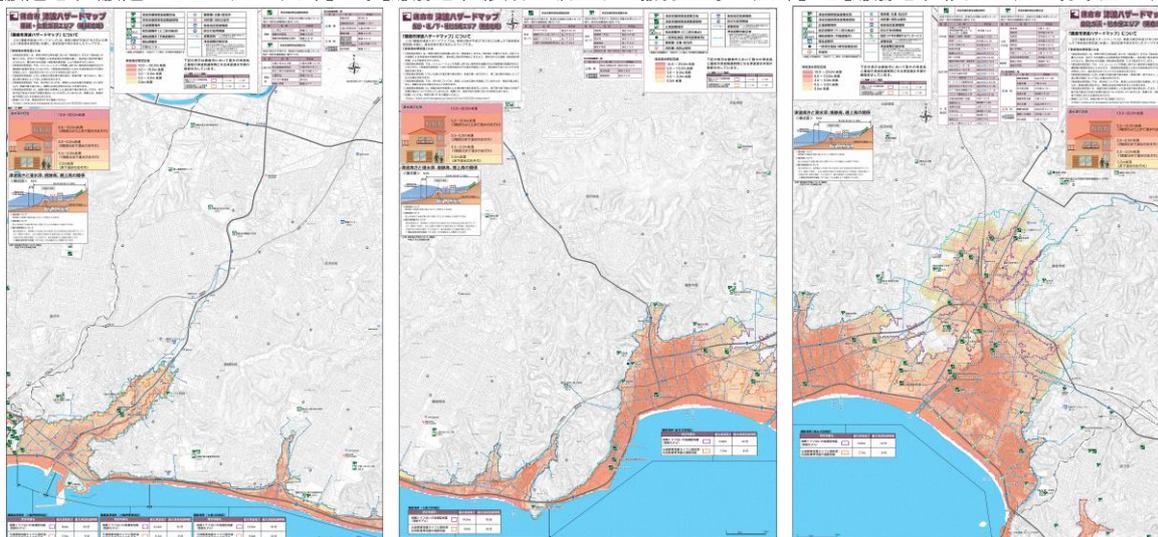
地震ハザードステーションの地震ハザードカルテ 2019年基準によると、今後30年で震度6弱以上の地震が発生する確率は29.1%である。なお、震度5強以上の確率は75.9%となっている。

(津波：鎌倉市津波ハザードマップ)

鎌倉市津波ハザードマップによると、腰越地域や鎌倉地域の沿岸部で最大10.0～20.0m未満の津波が予想されている。

これらの地域は、小売業、サービス業（飲食業等）なども多い。また、当市の主要産業である観光産業にも影響が大きいと予測できる。

左[腰越地域(腰越・七里ガ浜エリア)] 中[鎌倉地域(長谷・坂ノ下・稲村ガ崎エリア)] 右[鎌倉地域(由比ガ浜・材木座エリア)]



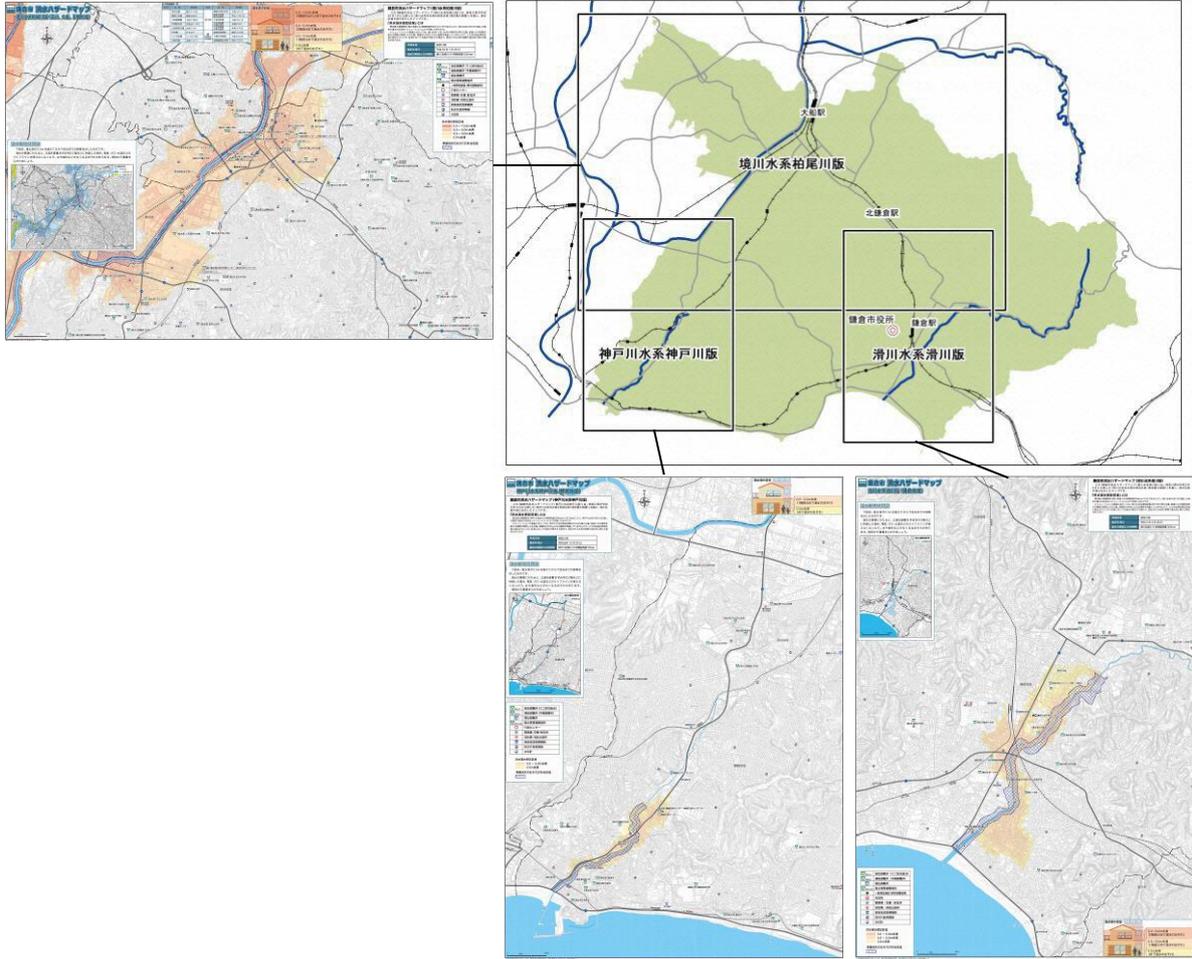
出典：鎌倉市「鎌倉市津波ハザードマップ」

※最大津波高が14.5mである「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」（鎌倉海岸（七里ガ浜）区間）、最大津波到達時間が8分と最も短い「元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震」（鎌倉海岸（由比ガ浜）区間）及び平成28年3月に策定した鎌倉市津波避難地域別実施計画にて示した「津波避難対象区域」を重ね合わせ作成されている。

(洪水：鎌倉市洪水ハザードマップ)

鎌倉市洪水ハザードマップ（神奈川県指定の洪水浸水想定区域による災害ハザード情報）によると、柏尾川流域では最大 5.0～10.0m 未満、滑川や神戸川流域では最大 0.5～3.0m 未満の浸水の可能性がある。深沢地域、大船地域の柏尾川周辺には商店街がある。また、製造業も多く立地している。

【深沢、大船、玉縄地域(境川水系柏尾川版)】



【腰越地域(神戸川水系神戸川版)】 **【鎌倉地域(滑川水系滑川版)】**

出典：鎌倉市「鎌倉市洪水ハザードマップ」

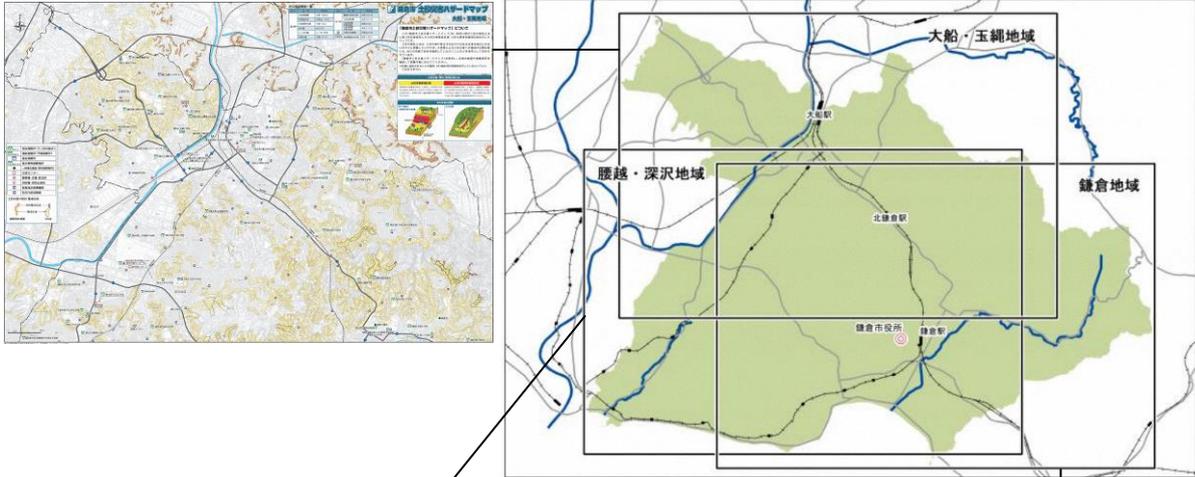
※上記ハザードマップの想定降雨量（想定最大規模）は以下のとおりである。

- 滑川 …滑川流域の 24 時間雨量 309mm
- 神戸川…神戸川流域の 24 時間雨量 309mm
- 柏尾川…境川流域の 24 時間雨量 632mm

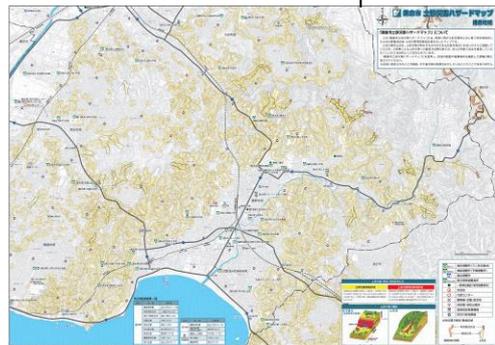
(土砂災害：鎌倉市土砂災害ハザードマップ)

鎌倉市土砂災害ハザードマップによると鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、玉縄地域、大船地域、すべての地域で土砂災害の可能性がある。

[大船・玉縄地域]



[腰越・深沢地域]



[鎌倉地域]

出典：鎌倉市「鎌倉市土砂災害ハザードマップ」

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

当市の商工業者の状況は以下のとおりである。

- ・商工業者数 7,218 社
- ・うち小規模事業者数 4,986 社

<内訳>

	事業者数	小規模事業者数		事業者数	小規模事業者数
D 建設業	415	408	L 専門・技術業	349	293
E 製造業	190	152	M 宿泊、飲食業	1,292	775
F 電気・ガス業等	3	0	N 生活関連業等	561	429
G 情報通信業	128	92	O 教育、学習業	345	211
H 運輸業等	81	54	P 医療、福祉	654	242
I 卸売・小売業	2,022	1,379	Q 複合サービス業	26	9
J 金融業・保険業	84	38	R 他サービス業	356	257
K 不動産業等	712	647	合計	7,218	4,986

出典：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査結果」

事業所の立地状況等に関しては、以下のとおりである。

- ・建設業は、市内各地に点在している。
- ・製造業は、深沢地域、大船地域の柏尾川周辺に多く立地している。
- ・卸売・小売業は、市内各地に分布しているが、とりわけ鎌倉地域（鎌倉駅、長谷駅周辺）や大船地域（大船駅周辺）に多く立地している。
- ・宿泊・飲食業は、鎌倉地域や腰越地域の沿岸部、鎌倉地域（鎌倉駅、長谷駅周辺）や大船地域（大船駅周辺）に多く立地している。
- ・サービス業は、市内に広く分布している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

当市では、昭和 39 年に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、災害全般に対応するための基本計画として鎌倉市地域防災計画を策定した。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震によって引き起こされた東日本大震災を教訓とするため、市民・事業者・行政が連携した防災まちづくりと新たな津波対策を中心として、平成 25 年 2 月に鎌倉市地域防災計画地震災害対策編を大幅に見直している。

当市では、この計画に基づき防災訓練の実施や、物資の備蓄を行っている。

また、「鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助金」により、市内中小企業者が B C P を策定する際のコンサルタント等外部への委託費用等に対し補助を行い、事業継続力の強化を後押ししている。

なお、感染症対策では、「鎌倉市危機管理対処方針（平成 18 年 4 月策定）」に基づき、当市において発生が懸念される緊急事態に対し、「鎌倉市緊急事態対策計画」を策定。このなかで、「鎌倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を定めている。

2) 当所の取組

当所内部では、防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄や、年 2 回の防災訓練を実施している。また、事業継続への対策として、日本商工会議所が提供する「モデル B C P（事業継続計画）」に準じて、B C P を作成したところである。

管内の事業者に対しては、損保会社と連携した損害保険（風水害対策）への加入促進を実施している。

II 課題

①当所内部での課題

災害等発生時においては、地域経済の担い手である中小・小規模事業者はもとより、産業復興の中核的役割を果たす当所自身が、平時から災害等発生時の対応を整備することが不可欠である。前項で記述したとおり、当所では防災備品の備蓄やBCPの作成を行っている。

課題は、本BCPを発災時に有効に発動させることである。そのために、①平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員を育成する、②平時において、BCPの見直しを行うだけでなく、全職員への周知、教育訓練、防災訓練等を実施する必要がある。

②管内小規模事業者に対する支援での課題

当所では、これまで管内小規模事業者向け経営改善普及事業を実施。加えて、損保会社と連携した損害保険（風水害対策）への加入促進を行っている。

一方、事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対応の必要を周知する活動が十分とはいえなかった。この理由として、事業者BCPや被災時に使える保険・共済の助言を行えるスキルを持った経営指導員が不足している点があげられる。これら人材育成が今後の課題となっている。

また、感染症対策においては、市内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

①事業継続力強化面での目標

管内小規模事業者に対し、巡回訪問や災害・感染症対策セミナーを通じて、災害リスク・感染リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む、以下同じ）の作成支援を行い、災害・感染症に対し強い基盤づくりの支援や被災時に使える保険・共済についての助言を実施する。

これらを実現するためには、経営指導員個々のスキル向上が必要である。そこで、法定経営指導員を中心に、経営指導員が十分な支援を実施できるよう資質向上を図る。

②発災・感染症発生時の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

発災時・感染症発生時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。また、発災・感染症発生後、速やかな復興支援策が実行できるよう、平時から当所組織内における体制、当市や神奈川県を含めた関係機関との連携体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（認定日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①巡回訪問における周知

ア) 自然災害

災害対策において重要なことの一つにリスクの特定がある。そこで、巡回訪問時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを説明する。また、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）についても案内を行う。

イ) 感染症

感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性がある。感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。さらに、感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

また、事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

リスクファイナンス対策としては、感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあるため、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。

②セミナーによる周知

近年、大規模な災害が頻発するなど、事業者の危機感も高まっている。そこで、年1回程度、専門家を招いてリスクの特定やその対策、行政の施策、損害保険の紹介等を行う「災害・感染症対策セミナー」を開催する。

③会報や市広報等による周知

当所会報や当市広報、ホームページ、SNS 等によって、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

④事業者BCPの策定支援

上記①～③で災害や感染症対策の必要性を認知した小規模事業者に対し、事業者BCPの策定を個別に支援（指導及び助言）する。

2) 当所自身の事業継続計画（BCP）の作成

当所は令和2年3月に日本商工会議所が提供する「モデルBCP（事業継続計画）」に準じて、BCPを作成した（別添のとおり）。

3) 関係団体等との連携

本事業の効果をあげるため（会員事業所以外にも取組を訴求するため）に、当所の取組についてのポスター掲示・チラシ配布等を小規模事業者と接点の多い関係団体等に依頼する。

4) フォローアップ

本事業の進捗状況は以下の通り確認する。

①所内での進捗状況の確認

法定経営指導員が、毎月月初の中小企業支援課会議にて、進捗状況（小規模事業者の取組状況）を確認する。

②当所と当市との進捗状況の共有

鎌倉市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を設立し、1年に1回、進捗状況を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害や感染症が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

また、経営指導員は事業者BCP等の策定支援に資する資質向上を図る。

2. 発災後の対応

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①自然災害

当所の勤務時間内に発災した場合は、まず、職員の避難を優先する。自然災害によって、所内の安全エリア、所外の一時集合場所・避難場所・避難所への避難を実施する。また、営業時間外に発災した場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全確保を行う。

災害が落ち着いた段階で、3時間以内を目処に職員の安否確認や業務従事の可否を確認する。

その後、管轄エリアの大きな被害状況の把握（家屋被害や道路状況等）し、当市と共有する。

②感染症

感染症には、「海外発生時」→「国内感染者発生時」→「国内感染拡大期」→「所内感染者発生期」という拡大フェーズがある。「国内感染者発生時」以降においては、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。また、必要に応じて所内の消毒を実施する。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神奈川県の方針に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当所と当市の間で、発災後2日以内を目安に、大きな被害状況を把握し、情報共有を行う。その後、当該被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害規模の目安は下表のとおりである。

なお、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合など、緊急時の役割分担は当所および当市の間で事前に協議しておく。

◆被害規模の目安

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

その後、以下の頻度で情報共有を実施する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～3ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

また、感染症が発生した場合は、当市で取りまとめた「鎌倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3. 発災・感染症発生時における指示命令系統・連絡体制

1) 被害状況の把握開始の基準

自然災害の被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が当市及び当所の連絡窓口へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部（第1次本部体制）設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (2) その他状況により必要があるとき
地震災害	(1) 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき (2) その他状況により必要があるとき

感染症の被害状況の把握開始の基準としては、県が対策本部を設置し、被害状況の把握の必要性を県で検討し、県（中小企業支援課）が当市及び当所の連絡窓口へ連絡したときとする。

2) 被害状況の把握・報告

発災・感染症発生時には、①被災地域での復旧活動、②被害状況の迅速な確認および報告を実施する。被災地域の復旧活動については、二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について事前に決定しておく。

被害状況の迅速な確認および報告については、事前に指揮命令系統や連絡体制を決定する。また、被害状況の確認方法や被害額の算定方法や、被災地域での活動内容についてもあらかじめ確認しておく。さらに、発災・感染症発生時には小規模事業者と接点の多い関係団体等を通じて非会員にもコンタクトをとり、会員以外の被害情報も収集できるようにする。

当所と当市が共有した被害情報等は、神奈川県指定する方法※にて、当所または当市より神奈川県に報告する。

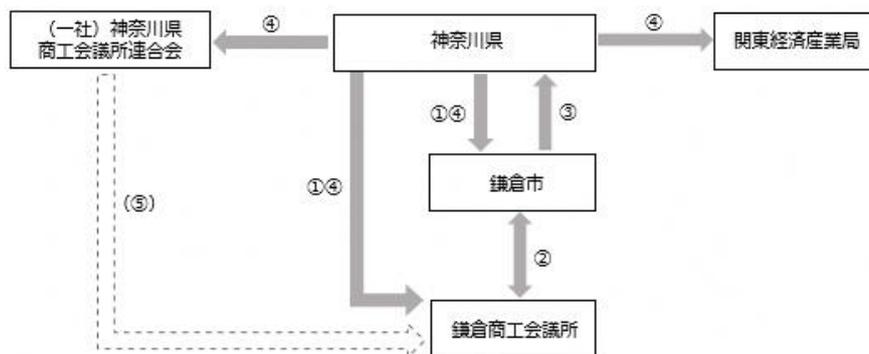
※県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する。

3) 発災・感染症発生時における被害情報の連絡・共有体制

※詳細は令和2年1月31日付け企支2472号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について（依頼）」による。

<自然災害>

- ①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要が生じた場合、県（中小企業支援課）は、当市に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、当所に当市に対し、報告依頼をした旨を連絡する。
- ②当市と当所は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③当市は、当所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告する（ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が当所に被害状況を確認することもある）。
- ④県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告する。併せて、当市、当所、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。
- ⑤（一社）神奈川県商工会議所連合会は、取りまとめ結果をもとに、当所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。



【発災翌日～3日目】

- ★市町村から県への報告締切時間
毎日13時（翌日は被害の有無のみで可。以降3日目までは被害総額、被害件数のみで可）
- ★商工会等から市町村への報告締切時間
各市町村の取決めによる。
※報告内容は、主に国へ報告することを想定（数基災害指定の判断のため）

【4日目以降】

- ・報告期限等は県から連絡
※報告内容は、①支援策の検討②県災害対策本部会議へ報告するために使用すること想定

<感染症>

感染症が発生した場合も、県からの要請に基づき同様の方法により当市から神奈川県へ報告する。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

1) 相談窓口の設置

相談窓口の開設方法について当所と当市で相談のうえ、安全性が確認された場所において設置を行う。また、当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

また、感染症が発生した場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 小規模事業者向け支援

地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

また、応急時に有効な被災事業者施策（国、神奈川県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知を図る。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を実施する。被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を神奈川県等に相談する。

(別表2)

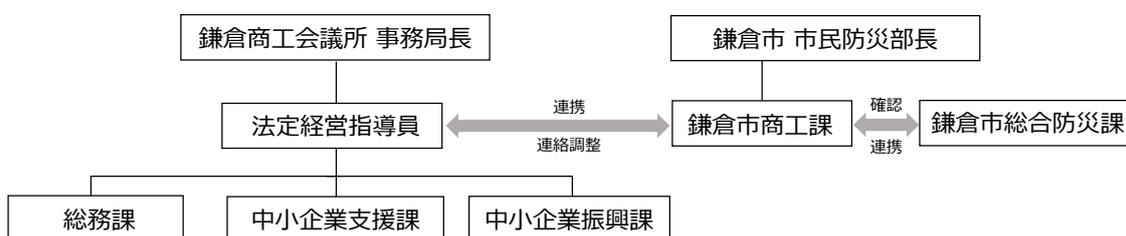
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

本計画は、中小企業支援課を中心としつつ、総務課・中小企業振興課も含めた全職員が一丸となって実施する。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 柴崎 寛丈 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

(ア) 本計画の具体的な取組の企画や実行

(イ) 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町17番29号

鎌倉商工会議所 中小企業支援課

TEL : 0467-23-2563 / FAX : 0467-25-0900

E-Mail : info@kamakura-cci.or.jp

②関係市町村

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市 市民防災部 商工課

TEL : 0467-23-3000 / FAX : 0467-23-8700

E-Mail : shoko@city.kamakura.kanagawa.jp

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市 市民防災部 総合防災課

TEL : 0467-23-3000 / FAX : 0467-23-8700

E-Mail : sogobo@city.kamakura.kanagawa.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。